

佐賀県教育委員会訓令甲第4号

本 庁
教育事務所
教育機関

佐賀県教育庁職員及び教育機関の職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和26年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）は、廃止する。

令和3年8月10日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。